

## しょうどしまフレトピアフェア 出店概要

### ① 出店の対象者

- ・出店の対象者は、特別な場合を除いて小豆郡内の事業者又は居住者に限ります。

### ② 出店料

- ・1区画(間口3m×奥行3m) 2,000円。
- ・1区画(間口3m×奥行3m) 4,000円。(事務局よりテントを借りる場合)
- ※テントは、基本的に各自で持参下さい。

### ③ テント設置

- ・テントは各自設置してください。(テントなしも可)

### ④ 出店ご契約の内容

- ・商品や調理方法や内容について、申込時と同じでない場合は、事前に事務局へご連絡ください。
- ・出店の登録が成立していることを利用して、権利売買、期間貸与や一時貸し、代理出店依頼など、ご契約者とご契約内容以外の出店は一切禁止となります。

### ⑤ 持ち込み機材の設置場所

- ・設営した備品、什器、看板、椅子、机などは区画内に設置してください。

### ⑥ 販促行為の範囲

- ・拡声器、音響再生装置など増幅音を生じる装置の使用はご遠慮ください。
- ・音が生じる演奏や楽器などの演奏はご遠慮ください。

### ⑦ トラックの搬入・搬出時及び駐車(令和4年6月追記)

- ・公園芝生内への車両の乗り入れは、「全面禁止」です。(※令和4年6月開催より)
- 芝生の保護、公園を利用する子供たちへの安全の為、ご理解をお願いします。
- ・車両をテント内及びテント後方へ設置して営業を行う場合は、芝生外での出店となります。
- ・イベント会場の近くに駐車する車両は、注意がなされる場合があります。予め、ご了承ください。
- ・場内にて自動車事故が起こった場合、運転者及び所有者の責任において対処してください。

### ⑧ 廃棄物の処理

- ・燃えるゴミ、燃えないゴミの分別をし、決められたゴミ収集所に捨ててください。

### ⑨ 火気の使用

- ・火気を使用する場合は、申出下さい。(消防への届出が必要なため)
- ・また「業務用消火器」を持参下さい。不明な点は、事務局へご相談下さい。
- ※火気とは、ガスコンロ・フライヤー・ホットプレート・発電機・炭を燃料にする調理具など。
- 湯沸かしポット・コーヒーメーカー・綿菓子機・ポップコーン機などは対象外です。
- ・芝生上で火器を使用する場合は、芝生を傷めないよう十分にご配慮下さい。

### ⑩ 保健所の届け出

- ・届け出が必要なお店は必ず手続きを行なってください。詳しくは保健所へお問い合わせください。

### ⑪ 事務局指示の厳守

- ・イベント開催中においては、事務局の指示に従って頂きます。

### ⑫ 会場の清掃のお願い(令和4年6月 追記)

- ・イベント終了後、出店者の皆様も「10分程度」の清掃にご協力をお願いします。

### ⑬ 県暴力団排除条例に係る誓約書・身分証明書の提出(令和5年1月追記)

- 「県暴力団排除条例」により、イベント出店者の警察による身分照会が求められています。
- 当日、会場に参加する方全員の運転免許証等(顔写真入りの身分証)の写しと誓約書に全員が署名したものを事務局へ提出下さい。(誓約書は原本を提出下さい。FAX不可)

### ⑬ 合意

- ・お申込書をお送りいただくと、しょうどしまフレトピアフェアの重要なお約束について出店依頼者は合意したといたします。